

經濟論叢

第127卷 第4・5号

哀 辞

故蜷川虎三名誉教授遺影および略歴

わが国の原子力政策	木原正雄	1
マルゼルブと出版統制(4)	木崎喜代治	26
情報と取引	成生達彦	53
ソビエトの計画化方式：現状と改善方向	中江幸雄	65
戦前における巨大電機企業の確立(2)	吉田秀明	90
『商工業不況調査委員会報告書(1886)』における「大不況」認識	山田昭夫	113

追憶文

蜷川先生追悼の記——先生の会計学研究	岡部利良	139
蜷川虎三先生——その人と業績	大橋隆憲	155

昭和56年4・5月

京大經濟學會

わが国の原子力政策

—いわゆる民主・自主・公開の3原則について—

木 原 正 雄

はじめに

生産過程の機械化・自動化の発展は、電気エネルギーなくして不可能である。わが国では、電気エネルギーの生産は、従来水力発電、石炭燃焼火力発電(1954年度まで石炭は1次エネルギー供給の50.9%をまかなっていた)によっていたが、1952年3月「技術の向上および重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること、並びに原材料および動力の原単位の改善を指導奨励すること等によって、企業の合理化を促進¹⁾」することを目的とした企業合理化促進法の公布・施行等を契機とし、1952～53年ごろ石炭のスクラップ化と石油依存へと転換し、重化学工業政策が「経済自立5カ年計画(1956～60年度)」のもとで開始される1955年には、早くも1次エネルギーに占める石炭の比率は49.2%になり、1959年には「エネルギー革命」の名のもとで石油への転換が積極的にすすめられ、1960年には1次エネルギーに占める石油の比率は37.7%、「高度成長」政策が「所得倍増計画(1961～70年度)」のもとで本格的展開が始まる1961年9月には、石油の輸入自由化と1962年5月「石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、もって国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的」とした石油業法の公布・施行により、石炭から石油への決定的転換がおこなわれ、1963年には1次エネルギー供給に占める石油の比率はついに51.8%となった。

戦後わが国のエネルギー政策の特徴は、メジャーの世界戦略にそって、その

1) 企業合理化促進法の公布施行にいたる背景等については、木原正雄、日本のエネルギー政策の展開、日本科学者会議編「日本のエネルギー問題」1980年参照。

支配下で、エネルギー革命の名のもと、石炭産業のスクラップ化と石油への転換が急速にすすめられ、国産エネルギー比率はわずか10%前後（石油は99%以上海外依存）という脆弱なエネルギー構造をつくりだすことになった。

もう一つの特徴は、石炭から石油への転換と前後し、1954年以来、米技術への全面的依存のもとで、原子力の平和利用の名のもと原子力発電所の建設が推進され、現在米仏につぐ世界第3の「原発大国」²⁾ となり、総発電量のうち原子力発電の占める比率は13%を越えるまでになった。原子力発電への依存の増大は、エネルギー問題の真の解決になるであろうか。今日の軽水炉は技術的には米国よりの導入技術であり、安全性の点でも未完成なものである。核燃料もまたほとんどを米国に依存している。使用済核燃料の処理・処分も未解決である。外国依存という点では石油以上に多くの規制をうけ、放射能を伴う原子力発電への依存の増大は、「石油危機」以上に、質的に異なった「原子力危機」を招来することにもなりかねない。1981年4月発生した日本原子力発電・敦賀原子力発電所の事故は、わが国の原子力政策と原子力発電自体のもつさまざまな危険の1つを示したものといえよう。敦賀原発事故でも明らかのようにわが国の原子力発電推進における特徴の1つは、原子炉の製作や原発の建設などアップストリームについては熱心であるが、ダウンストリームといわれる原子炉の運転管理や原子炉の稼働により常時排出される放射能廃棄物の処理は軽視されていることである³⁾。しかしながら、技術上の故障や人為的ミスは原発の運転とそれにとまなう諸過程において発生する。安全確保はダウンストリームにおいては不可欠で重要な問題であるにもかかわらず、軽視されている。原発と

2) わが国の原子力発電設備容量は、アメリカにつぎ第2位を占めていたが、1980年12月末現在世界各国で運転中のものは、米国5,639.38万kw（基数73）、仏1,535.9万kw（基数22）、日本1,511.7（基数22）、ソ連1,357.5万kw（基数28）、西ドイツ900.6万kw（基数11）、イギリス885.015万kw（基数33）、スウェーデン581万kw（基数8）、カナダ579.2万kw（基数10）、フィンランド226.2万kw（基数4）、スイス203.4万kw（基数4）の順で、総計では40カ国、14,652.055万kw（基数233）となっている。（「原子力産業新聞」昭和56年3月5日付）

3) 1980年12月末現在、放射能廃棄物の貯蔵量200リットル・ドラム換算で226,700本に達し、発電所内に貯蔵されている。現在、保管能力は331,700本といわれているが、このままでは1985年には69万本、90年には100万本にも達することになる。

その関連施設の建設は、原子力産業関連企業にとって収益のある事業であるが、石油や石炭火力に比較し、発電コストに占める燃料費の比重が小さいため、稼働率が高くなればなるほど原発の方が経済的だということを原発推進の重要な理由としている企業にとって、運転管理や廃棄物処理に特別の費用を支出することは不経済なことであり、それだけ収益を少なくすることになる。企業にとっては、安全確保よりも、いかにして稼働率を高めるかが優先課題なのである。事故により運転を停止することは、それだけ稼働率が低下し、収益が少なくなり、割りにあわず、ひいては原発推進の大義名分がなくなるからである。この点に、事故を隠し、運転停止を避けようとする原発の体質をみることができる。日本原子力発電・敦賀原発の事故は、原子力基本法の3原則を意識的に無視した原子力政策と原発推進者=企業により引きおこされたものであり、たんに施設の構造的欠陥、技術上の故障、人間の不完全さからくる現場管理者の人為的ミスだけによるものではなく、他のエネルギー源とはことなる原子力の特性を軽視ないしは無視しようとしたことから起ったものといえよう。

スリー・マイル・アイランド原発事故報告では調査の対象にならなかった「原子力発電プラント内の格納容器付近に使用済み核燃料が堆積してあることの危険性」が、今回の日本原子力発電・敦賀発電所（GE社・BWR 沸騰水型軽水炉・出力35万7000 KW）において現実の問題になったことは、たんに放射性廃棄物処理・処分施設の構造的欠陥や管理の人為的ミスによるものではなく、原子力利用にあたり当然考慮すべき放射性廃棄物の処理・処分を軽視することから生じた起るべくして起った事故であり、核分裂により生じる放射性物質処理にともなう危険性について考慮されず、作業員の放射能被曝および一般住民の生命と健康、環境汚染にたいするおどろくべき無関心と、「人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的」（原子力基本法第1条）とせず、電力生産第一主義の原子力政策に起因するものである。

I

原子力発電プラントなど発電交流機器は、2重3重に安全装置がとりつけられ、安全には万全の措置がとられ、十分配慮されているから安全である、という考えのもとに原子力発電所の建設が推進され、原発の危険性を指摘する者は技術進歩を否定する核アレルギーとして非難されている。しかしながら、安全装置がとりつけられているだけで安全だという証明にはならない。安全のための装置が逆に作用することもありうる。安全であるかどうかは、動力炉の運転過程で設計上予想されたとおり、技術的になんの支障もなく運転されることによって、はじめて証明される。安全性の問題は、装置はつねに完全に動くものではないことを前提として考察されなければならない。安全を前提とし、安全であることを証明するための安全性の確定は、安全性を高めることにはならないし、敦賀発電所の事故でも明らかのように、かえって「事故隠し」の原因をつくることになる。

安全だといいながら、他方ではあらゆる装置は技術的に全く安全なものはいない、原子炉もこの例外ではないということを理由に、技術的に未解決の問題が多く、実証炉とはいえない不完全な軽水炉が生産されている。企業にとっては、危険や危害がともなっても、より多くの利益を得ることができれば、不完全なものでも是認される。危険や危害は資本にとっては必要経費の一部である。危険や危害は高利潤によって正当化される。原子力のばあい、放射能の安全性を示す規準は、危害（損失）と利益との間で便宜的に決められたものすぎない。危害が大きくなっても利益がより大きなものになれば、安全規準は人為的、政策的に変更（緩和）される。NO₂の環境基準が自動車関連企業の利益のために緩和されるのと同じである。1981年4月28日閣議で決定され、国会に提出された環境破壊や公害を未然に防止するための環境影響評価法案には「発電所又は発電設備の設置」（原子力発電所を含む）が対象から除外されている⁴⁾ことは、安全性基準が客観的・科学的に決定されるものでないことを端

的に示しているといえよう。

以上から明らかなのは、原子力発電所の安全性の問題はたんに技術上の問題ではなく、とみに社会的問題であるということである。技術的に未解決な点が多く、また安全性の点で問題がのこされているにもかかわらず、原発の建設が推進されていること事態、企業利益が安全確保に優先され、安全性規準そのものが企業利益の観点から考察されたものであることを示している。企業にとって安全性の問題はとみに経済的問題だからである。すなわち安全確保のための費用は、それが大きくなれば、それだけ利潤の大きさに負の影響を与える要因だからである。この点に、安全性の問題は社会経済の見地から考察しなければならない論拠がある。しかしながら、「安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する」（原子力基本法第5条）任務をもつ原子力安全委員会は、スリー・マイル・アイランド原発事故の後も、安全の確保に関する事項を工学的・技術的視点からのみとりあげ、社会的見地から考察することを避けている。原子力安全委員会がこのような姿勢をもちつづける限り、日本原子力発電敦賀原発にみられる「事故隠し」の原因を明らかにすることはできないであろうし、第2、第3の敦賀原発事故を防ぐことはできないであろう。

わたくしは、日本学術会議と原子力安全委員会共催の学術シンポジウム⁵⁾において、つぎの点を指摘した。すなわち、科学・技術は一連の社会経済関係とはなれてはありえない。原子力発電所は社会的産物であり、原発の問題は社会との関連においてとりあげられなければならない、スリー・マイル・アイランド原発事故は、技術（とくに巨大技術）と人間との関係およびそのあり方をふくめ、哲学、社会、心理、政治、法律、経済など人文・科学の分野に関連するさまざまな問題を提起したことを教訓とし、このような事故の再発を防ぐため

4) 法案第2条で、アセスメントの対象事業を規定しているが、今回提出された法案では、旧法案の第5項「発電所又は発電設備の設置」が削除されている。

5) わたくしは、1979年11月26日、日本学術会議と原子力安全委員会共催の学術シンポジウム（米スリー・マイル・アイランド原子力発電所事故の提起した諸問題について討議したシンポジウム）において発言。「米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所事故の提起した諸問題」（報告書）、昭和55年6月、195ページ参照。

には、単なる技術上の問題や、運転員のミスなどの問題に矮小化することなく、広く社会経済的見地から検討することが必要である、と。

しかしながら、この指摘後も、原発の「安全性神話」がなぜ崩壊したかについては考察されず、検討の対象は依然として技術上の問題や運転員のミスのみに限定されたまま今日に至り、敦賀原発事故発生となったのである。

II

原子力基本法第1条は、原子力の研究、開発及び利用を推進するための目的を定めたものであり、その目的は「人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与すること」と規定している。そして、この目的を実現するための基本方針を定めたものが第2条である。すなわち、第2条は、原子力の研究、開発及び利用は、なによりも平和の目的に限ること、そのためには安全を確保すること、そして平和的利用と安全確保のためには、研究、開発及び利用にあたって、民主的運営がなされ、自主的におこなわれ、その成果が公開されるべきであることを定めているのである。原子力基本法のいわゆる3原則——民主、自主、公開——は、原子力の研究、開発及び利用にあたっての第1義的な基本原則である。この3原則をぬきにしては平和的利用と安全確保は保証されないからである。この限りにおいて、民主、自主、公開の原則は、平和的利用と安全確保のための担保的原則といえる。しかし、平和的利用と安全確保が、原子力基本法に定める第1義の原則であって、民主・自主・公開の原則は副次的原則であるとするのは、原子力基本法制定の経緯とその精神からみて正しくない。原子力の利用は、この3原則が厳守されてこそ、はじめて平和的利用と安全確保が保証されるものだからである。民主・自主・公開の3原則がわざわざ明記されているのは、原子力の利用が、他のエネルギーとはことなり、その利用が軍事的利用ではじまったということが歴史的事実であることから、原子力が「人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与する」には、なによりもまず軍事的目的に利用されたり、平和的利用の意図が、軍事的なものに切り換えられる危険

を阻止するため、「平和の目的に限」ることが明記されたのである。さらに原子力は、それがたとえ平和的目的に利用される場合でも、他のエネルギーとはことなり、放射能による危険が伴うため、その障害に対する対策、予防のために万全の措置をとるなど⁶⁾、「安全の確保を旨」とすることが併記されているのである。安全の確保が保証されなければ、国民の生命と健康と財産を守ることはできず、したがって「人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与する」という原子力基本法の目的を実現することは不可能だからである。

III

戦後わが国において原子力研究再開の問題が科学者のなかで論議されるようになったのは、サンフランシスコ講和条約締結を契機としてである。1952年春以来、日本学術会議を中心として、科学者の間で原子力研究と原子力発電について論議されたが、余りにも問題点が多く、この時点では、科学者の間では一致した結論はでなかった。日本学術会議会員であった伏見康治氏は、「原子力研究の計画について問題となる点」をつぎのように整理している⁷⁾。

〔1〕 政治経済上から

○日本の現状からいって、平和的利用の意図が、軍事的なものに切り換えられる危険性が極めて強い。これを阻止すべき科学技術者の組織力は頼みがたい。

- 資源を輸入する場合は、輸入先からの支配権力が及ぶ危険。
- 日本における研究結果、資材が外国に不当に利用されるおそれ。
- その他、日本に真の自主性がないために起る危険。
- 原子爆弾被災国として、原子力に対する広汎な国民感情的忌避。
- 外国特にアジア諸国に対する悪印象。
- 日本経済の負担能力が疑問。

6) 「日本学術会議25年史」69ページ参照。

7) 同上、35～36ページ。

○資源が入手できないのではないか。

〔2〕 物理学，広く科学研究に対する影響

○原子力研究は，一つの応用科学である。これに研究費が多額に出る場合，直接あるいは間接に純粋科学を圧迫するおそれがある。

○研究の統制（官僚統制，軍事目的への動員統制）への手段として利用される危険がある。それを防ぐため学界に広い強固な組織を確立すべきだが，その実現性は疑問。

○実験用原子炉の段階に対して，これが純粋の核物理学に大した寄与はしないだろう。物理学，生物学，医学などに対する利益は，サイクロトロンその他の加速装置にくらべて，格段の差はなからう。

○日本の核物理学，その他科学技術一般の水準が，果してこの計画の実現にたえられるか。

〔3〕 ○原子力発電が外国で十分完成されてから，技術・資材を輸入すればよいので，日本でやる必要はない。

○時節を待ってやるのがよい。

1952年研究者のあいだで原子力研究の是非が問題になったさい，日本学術会議の三村剛昂会員は，アメリカとソ連の緊張が解け，アメリカにもソ連にも原発を捨てさせる時まで，たとえ原子力研究で日本がおくれを取ってもその研究はやるべきでないと述べられている⁸⁾。米ソの対立が強まり，新型核兵器の開発が進み，核兵器製造の技術的・物質的基礎となる原子力発電所の建設が進められている今日，三村氏の指摘はその重要性を失ってはいない。すでに核兵器や原発が存在する限り，核兵器等の危険性を明らかにするため必要な原子力についての基礎的研究までやめるべきではないが，果しない核兵器開発が進められている限り，平和的利用であれ原子力発電所の建設は推進すべきではない。原子力発電所の建設は，それだけ核拡散を伴うものだからである。このような危険があるからこそ，当時，原子力の研究はもとより，ましてや原子力発電所

8) 同上，36ページ。

の建設については、多数の科学者の態度は慎重なものであった。ところが1953年12月第8回国連総会におけるアイゼンハワー米大統領の原子力平和利用提案演説 (Atoms for peace) の直後、1954年3月に、自由党、改進黨、日本自由党が中心となり、原子力平和利用研究補助金として2億3,500万円、ウラニウム資源調査費として1,500万円を内容とした原子力予算案が「あえて大胆にこの費目を掲げて学界、工業界を刺激する」(提案理由)ため突如として衆議院に提出され、参議院では審議未了のまま自然成立することになったのである。

このように軍事利用に進まないことを保障するなんの具体的措置もとられないまま原子力開発が始まることになったので、日本学術会議では、1954年4月23日、第17回総会で「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」⁹⁾を採択し、原子力の研究は、いわゆる「公開・民主・自主」の3原則が十分守られる条件のもとにのみ始められるべきことを明らかにしたのである。そして、1954年10月28日日本学術会議会長から内閣総理大臣にあてて

9) 「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」は、つぎのとおりである。

「第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の利用は、将来の人類の福祉に関係する重要問題であるが、その研究は、原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおっている。

われわれは、これらの現状において、原子力の研究の取扱いについて、特に慎重ならざるを得ない。

われわれはここに、本会議第4回総会における原子力に対する有効な国際管理の確立を要請した声明、並びに第19国会でなされた原子兵器の使用禁止と原子力の国際管理に関する決議を想起する。そして、わが国において原子兵器に関する研究を行わないのは勿論外国の原子兵器と関連ある一切の研究を行ってはならないとの堅い決意をもっている。

われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が自由に健全に発達をとげるために欠くことのできないものである。

われわれは、またいたずらに外国の原子力研究の体制を模倣することなく、真に民主的な運営によって、わが国の原子力研究が行われることを要求する。特に、原子力が多くの未知の問題をはらむことを考慮し、能力あるすべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。

われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本国民の自主性ある運営の下に行われるべきことを要求する。原子力の研究は、全く新しい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつひとつが国の技術の進歩と国民の福祉の増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならないと信じ、ここにこれを声明する。」

「原子力の研究・開発・利用に関する措置について」¹⁰⁾ 申し入れをおこなったのである。7項目にわたるこの申し入れは、原子力の平和的利用のためには、これだけはどうしても守らなければならない**最少限の要件**としてであった。

日本学術会議の勧告により、1955年12月、民主・自主・公開の原子力の平和的利用のための3原則を採り入れた原子力3法（原子力基本法、原子力委員会設置法、原子力局設置に関する法律）が成立した。しかしながら、それは十分なものとはいえず、その後解釈のうえていろいろと疑問を残すことになった。事実その後の原子力政策の推移は、日本学術会議の勧告した最少限の要件すら守られず、原子力3法制定時の精神がゆがめられてきた。すなわち「原子力の研究、開発、利用およびその成果に関する重要な事項は、すべての国民がこれを知ることができるように、公開され」はしなかった。たとえば、原発建設に際し、地元の意見を聞くということで「公開ヒアリング」が開催され資料等も閲覧に供せられているが、形式的なもので、資料等について国民が実際に知ることができるような方法で公開され閲覧に供せられることにはなっていない。

「原子力の研究、開発、利用は、あくまで民主的な運営の下に自主的に行われ、安易な外国への依存は、これを避け」てきたとはいえない。この点、ほぼ同時

10) 「原子力の研究・開発・利用に関する措置について」（申入）は、つぎのとおりである。

「わが国で、原子力の研究およびその開発、利用をはじめるについては、政府において、少なくとも次の諸条件を保障するための措置をとられたく、ここに本会議第18回総会の議により申し入れます。

1. 原子力の研究・開発・利用は、あくまで平和目的に限定し、その軍事的利用に導くおそれあるものの介入は、絶対にこれを排除すること。
2. 原子力の研究・開発・利用は、もっぱら国民の福祉の増進、わが国の経済自立への寄与を目的とすること。
3. 原子力の研究・開発・利用およびその成果に関する重要な事項は、すべて国民がこれを知ることできるように、公開されること。
4. 原子力の研究・開発・利用は、あくまで民主的な運営のもとに自主的に行われ、安易な外国への依存は、これを避けること。
5. 原子力の研究・開発・利用に関係する機関の要員については、日本国憲法によって保障された基本的人権を、とくに十分尊重すること。
6. 原子力の研究・開発・利用については、それにとまらぬ放射線による障害に対する対策、特にその予防のために、予め万全の措置を講ずること。
7. 核分裂性物質または核分裂性物質の原料となる物質は、国民の利益のために、厳重に管理されるべきこと。」

期に米国よりの技術導入でスタートした日独両国を比べると、わが国のばあい未だに米国への依存度が大きいことをみても明らかである。さらに「放射能による障害に対する対策、特に予防のために、あらかじめ万全の措置を構ずること」も軽視されてきた。このことは原子力船「むつ」の放射線漏れ事故（1974年9月）や日本原電敦賀原発の事故（1981年4月）が証明している。

このように原子力の研究、開発、利用のその後の経緯をみると、日本学術会議の勧告した最少限の要件すら守られず、原子力3法制定の精神はゆがめられてきた。原子力平和利用3原則が軽視されてきたことは、憲法第9条が自衛隊増強のため都合のよいように解釈されてきたのと類似しているといえよう。法律は一旦制定されると、制定にいたる経緯やその精神が忘れられ、事情の変化、条件の変化を理由に、政策主体にとって都合のよいように解釈される。

原発の開発優先政策とともに3原則、とくに公開原則について、企業秘密優先（事業上、技術上〔とくに外国よりの導入技術〕の秘密保持）の立場から、あるいは「物的防禦上の問題等却って弊害を生ずる」（核ジャック等の危険）という理由、さらにまた「軍事目的利用を企図する外国の技術陣に情報を与え」る危険があるため、公開原則に対する限定的解釈がみられる。原子力基本法第2条に「その成果を公開し」と規定されていることから、「公開は成果について義務づけられて」いるが「成果に至る過程や手段・方法・施設等の公開は義務づけられていない」、「原子力の利用について、民主・自主・公開の3原則は否定さるべきものではないが、これらはあくまで政策的な問題であって、少なくとも原子力基本法第2条からは民主・自主・公開の3原則が同質・同レベルの原則として並置することは導き出されない。法律的に言えば、少なくとも公開は他の2つの原則と異なり、開発・利用等の行為そのものに対するものではなく、行為の結果たる成果に限定した規制である」¹¹⁾と。

なるほど公開という問題は、「何のために、何を、誰に、どのような方法」で公開するのかを具体的に考察しなければならない。しかし、3原則は「人類

11) 河村卓哉、問題だらけの原子力法規、「エネルギーフォーラム」1981年4月、54～55ページ。

社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的」とする原子力の研究・開発・利用が、軍事目的に転用されることを防ぐとともに安全確保のためにも最少限の要件であり、互に不離不足の関係にある。国民の生命・健康、財産を守るという見地が優先されるべきであって、企業秘密や外国への情報漏洩を第1とすべきではない。後者の理由を優先すれば、公開原則は必ず有名無実となるだろうからである。公開原則が制限されるならば、軍事的利用への歯止めは事実上なくなるからである。今日、原子力の平和的利用のためには、核兵器が地上や宇宙空間から一掃されることがなによりも必要である。核兵器が廃絶されないまま原発の建設がすすめられるならば、核拡散は世界的にすすみ、原発技術の軍事的転用の危険は大きくなるだけであろう。1954年日本学術会議が政府に3原則について申し入れをおこなった当時にくらべ、新しい核兵器体系の開発と原発の建設が格段に進んでいる今日、3原則の重要性はますます大きくなっている。

原子力の平和利用とはいえ原発は、核兵器生産の物的潜在力として、つねに軍事的目的に転用される危険をもっている。したがって原子力、その平和的利用としての原発の問題は、石油や石炭などのエネルギー源と並置し、たんなるエネルギー需給問題の1つに解消して取り扱うべきではなく、つねに軍事的目的に利用される危険をもち、他のエネルギーとは異なる特質（放射能など）をもつことから、総合的・統一的に取り扱う必要がある。にもかかわらず、日本学術会議でも第11期から原子力をエネルギー問題とその他の問題とに分離して取り扱うことになったのは、原子力問題にたいする対応の仕方としては適切でなく、むしろ後退したといえよう。学術会議こそ、原子力3法制定当時の精神に立ちかえり、原子力政策の「抜本的」な見直しのため寄与すべきであろう。

IV

わが国の原子力の研究・開発・利用は、さきにものべたように、その体制も整わないまま、まず「金をつける」ということから始まったのである。こうし

てわが国の原子力政策は、当初から金で解決しようとする金権政策の特徴をもち、発電至上主義の電源開発優先政策のもとで原子力発電の建設が進められ、1973年（石油ショック）以降は、石油代替、不況対策として原発設置を促進するため、電源3法による設置地元への交付金の増額¹²⁾、1981年度から「電源開発促進交付金」制度が新設され、原発がある市町村の住民に対し、原発の発電能力に応じ1戸当たり月額300～900円（企業には契約電力1KW当たり月額75～225円）を協力金として寄付し、実質的に電力料金を割り引くことになった¹³⁾。このほか、電力会社が建設地住民に対し補償金、建設協力金その他を支払い¹⁴⁾、安全性確保よりも住民を金で「買収」するなどすべて金で解決しようとする原発促進政策は、ますますエスカレートしている¹⁵⁾。住民の損失にたいし補償することは当然のことではあるが、本来公共財産であるべき海域等が、

12) 従来1kw当り300円であったが、1978、79年度は倍額の600円交付されることになった。

13) 1981年度予算額は30億2,700万円で、10月から交付予定。

14) 1971年運転開始した東京電力福島原発第1建設のさい支払われた補償金は1億円であったが、同第2は火力をも含め35億円、柏原原発は42億2,500万円、東北電力女川原発の場合には4漁協に支払われた補償金は79億7,200万円、組合員1人平均1,000万円以上で、このほか建設協力金として2漁協に支払われた金額は15億円、総計約100億円にも達している。原発建設に伴う漁業補償金の算定基準になっているのは、1963年、池田内閣当時、閣議決定された「電源開発等に伴う損失補償基準」で、漁協の平均年間漁獲高のうち、原発建設により減少する分を利息として毎年生み出すような元金を補償額としている。しかし東北電力・巻町原発の場合、女川原発並みの「組合員1人の平均取り分」×「組合員数」が実際の算定基準（1981年1月8日付「読売」）となっており、閣議決定基準は有名無実になっている。

15) 1981年2月、自民党は「電源立地等推進本部」を設置し、つぎのような3大行動方針を決定している。

(1) 電源立地等に対する国民の理解増進のための国民運動の積極的展開＝①全国遊説（電源立地キャラバン、電力消費地街頭遊説）の実施、②テレビ・ラジオ・映画等を通じての国民に対する直接的呼びかけの実施、③自治体関係者（知事、市町村長、地方議会議員等）、地方団体関係者（漁協、農協、商工団体等）及び企業、労組、消費者団体等との懇談会の開催、④学者、地元有識者等によるシンポジウム及びマスコミ懇談会の開催、⑤電源立地地域における党員を対象とする研修会の開催。

(2) 原子力を中心とする立地難航地点への支援＝①個別地点立地推進のため、本部派遣による調査、支援活動、②知事、市町村長、地方議会議員等との日常的接触、③推進関係者の組織化及び組織に対する支援、④推進側首長、議員への支援活動。

(3) 電源立地推進のための諸施策の推進＝①電源立地地域への工場誘致、その他雇用機会拡大のための具体的地域振興対策の推進、②電源三法制度の充実・強化等による電源立地地域自治体の積極的支援、③電源立地地域における農林漁業等農場産業の育成振興、④電源立地関連許可手続きの迅速化、円滑化、⑤原子炉安全審査体制の強化等による安全審査の効率的実施。

特定の人びとに補償したからといって、私企業による安易な原状変更が承認されてよいのかどうか、今日再検討されるべき問題であろう。

わが国の原子力政策、その行政の可否について検討しなければならなかった機会はこれまで3回あった。1つは、さきにもべた1974年9月の原子力船「むつ」の放射線漏れ事故のときであり、第2は、米国スリー・マイル・アイランド原発の事故、第3は、今回(1981年4月)の日本原電・敦賀発電所の事故のときである。原子力船「むつ」の放射線漏れの事故にいたる経緯はVに述べるとおりである。米国スリー・マイル・アイランド原発の事故については、せっかく報告書が出され、わが国でも撰取すべき多くの指摘がなされているにもかかわらず、その教訓が生かされたとはいえない。

米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所事故に関する大統領委員会報告書(委員長 John G. Kemeny)¹⁶⁾は、つぎのように指摘している。

「原子力事故を未然に防ぐためには、機構や認可手続き、方法、また特に原子力規制委員会の姿勢そのものと原子力産業の姿勢にも、抜本的な変革が必要」¹⁷⁾であり「もし一部の企業や規制担当機関があえて抜本的に姿勢を変えなかったら、やがて一般大衆の信頼を完全に失うことになるだろう」¹⁸⁾と警告し、「機構や手続き、それに特に人間の姿勢で抜本的な変革が必要だ、というのがわれわれの主張」であり「小手先の『対策』をどんなに寄せ集めても、その根本的な問題は解決されない」¹⁹⁾ことを繰り返し強調している。

スリー・マイル・アイランド原発事故を経験し、調査の結果提出された大統領特別委員会の報告(ケメニー報告)に指摘されている警告を、わが国ではどれだけ真剣に聞き入れられたであろうか。わが国では、このような事故は起り得ないという認識のもとで、具対的な防災対策はなかったので、急遽「原子力

16) Report of the President's Commission (Chairman John G. Kemeny) on the accident at Three Mile Island, October 1979. (邦訳:「スリーマイル島原発事故報告」昭和55年4月)。

17) *Ibid.*, 7 p. (邦訳, 5ページ)。

18) *Ibid.*, 25 p. (邦訳, 27ページ)。

19) *Ibid.*, 24 p. (邦訳, 26ページ)。

発電所等に係る防衛対策上当面すべき具体案について」(1979年7月12日、中央防災会議決定)が決定され、また原子力発電所の管理体制の再点検などの措置が若干とられた。しかし結局、原発の事故は運転員が不慣れのために起きた事故で、大したことはなかった、として抜本的な変革はなんらおこなわれなかった。機構や手続きについて若干の改善策が構じられても、それが『『日常的なビジネス』(business as usual)といった気持ちで実行されるなら、スリー・マイル・アイランド原発事故を契機として必要となった根本的な変革は実証される筈²⁰⁾はない。またケメニー報告が指摘しているように、電力会社や通産省、原子力安全委員会が原子力発電にたいする姿勢を根本的に変えなければ、いかなる機構や手続きを決めても実効性はない。ケメニー報告の教訓はすこしも生かされなかったのである。

日本原子力発電・敦賀原発事故発生により明らかになったことは、第1に、安全よりも原発の稼働率引上げによる収益増(1日の稼働による電力の売り上額は約8,000万円)を優先する企業の姿勢、第2に、原発設置の許認可者であり、運転等に関する規制者である通産省(1978年7月、原子力基本法の改正、1979年6月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正により、原発は通産大臣による一貫規制のもとにおかれることになった)は、なんら規制者としての任務を遂行していなかったことである。それどころか安全確保に直接責任をもつべき原子力発電安全審査課と原子力発電安全管理課とが相互に責任を回避するなどの事態がみられたことである。原子力3法の改正により、大企業の利益を代表し、その育成、強化を旨とする通産大臣の一貫規制のもとにおかれたことは、開発優先になりこそすれ、安全確保の点では逆行的措置であるといえよう。敦賀原発の事故とその後の経過は、われわれが指摘していた原子力3法の改正の悪い結果を証明することになった。第3に、監督官庁である通産省は許認可・安全規制の責任をとらず、日本原電を告発するといひ、日本原電は現場担当者的人為的ミスといひ、ともに責任をとろおとはしな

20) *Ibid.*, 24 p. (邦訳, 26ページ)。

い無責任体制が明らかになったことである。

敦賀原電の事故の原因は、現場担当者の慣れ過ぎが招いたものといわれているが、放射能を伴う危険な原発を「日常的なビジネス」といった気持ちでしか考えていない企業や規制担当者の姿勢にこそあるといわなければならない。

V

原子力船「むつ」は、ソ連の砕氷船「レーニン号」(1959年)、アメリカの貨客船「サバンナ号」(1962年)、西ドイツの鉱石運搬船「オット・ハーン号」(1968年)に続き、1969年6月進水した世界で4番目、わが国初の原子力船²¹⁾である。米、ソ、西独の原子力船が明確な使用目的をもって建造されているのにたいし、「むつ」は当初海洋観測船にする予定が、観測機材なしの実験船となり、さらにいつのまにか貨物船になったことである。貨物船とはいえ総トン数8,214トンにたいし、載貨重量は名目だけのわずか2,953トンという貨物船ならざる貨物船、しかも出力試験中の異常放射線漏れ事故を起したため、法的に船舶として認められないまま、「原子力実験船」ということになってしまっている。

「むつ」の原子炉は、原船事業団が基本設計を担当、国の安全審査をパスした後、事業団が三菱原子力工業に発注、設計製造がおこなわれ、国産船舶用第1号となった。約1億円の費用を払い、米ウェスチング・ハウス社の設計指導を受けたさい、何か所か欠陥のあることを指摘されたが、具体的な改善策については指導されなかったといわれている。

「むつ」の原子炉は、1967年11月、原子力委員会原子炉安全専門審査会の安全審査をパスし、設置が認可された。その後は運輸省の管轄となり、詳細設計の審査を経て、出力試験がおこなわれることになった。ところが、洋上試験で異常放射線漏れという原子炉自体の欠陥による事故が起り、安全審査の責任はどこにあるのかという点で、関係官庁は互に責任を回避するという無責任体制

21) 「むつ」は全長126m、総トン数8,214トン、加圧水型原子炉(熱水力36,000kw)を動力源としたものである。

が明らかになった。このような無責任なバラバラ原子力行政について、当時つぎのように報道²²⁾されている。「第1段階の安全審査の性格について科技庁原子炉規制課では『安全審査の段階では、まだ基本計画しかない。現在のモノ（原子力船）はもちろん詳細設計も出ていない。しゃへいにしたって、しゃへい材に何を使うかによる技術的可能性を検討するのと、どこの放射量を何ミリ・レム以下にします、という約束をさせるだけのものです』と説明する。今回の事故の責任は具体的な設計を審査する運輸省というわけだが、安全審査が事実上、安全審査になっていないことも認めているわけだ。ところが、悪者にされた運輸省は、全く別の見方をしている。『原子炉安全専門審査会は原子炉の安全性を審査するわけでしょうが、しゃへいの具体的な審査を抜きにした安全性審査なんて考えられますか』と船舶局の某幹部はいう。原子炉安全専門審査会をパスした以上、その原子炉は一応、安全なものとうけとるという立場だ。それに、原子炉規制法では、設置許可に続き詳細設計の認可というステップを踏むことになっているが、運輸省は古くから『船舶安全法』というものがあって、詳細設計を認可するとかしないとかの制度がない。某幹部は続けて主張する。『運輸省でも設計図の検討はする。そのための専門家もいるし、船舶技術研究所もある。しかし、原則は海上試運転による検査一本。ダメなら不合格。つまり、今度の事故にしても「むつ」が不合格になったというだけの話だ。メーカーは試運転後の補修を、いわば前提として炉を製作し、原子力委員会は実質的な安全審査をやらず、運輸省は『試運転1本』とくる。「むつ」の事故は起るべくして起ったともいえそうだ。』

原子力の平和的利用の場合、安全性確保を第1とすべき原子力行政が、このような無責任体制のもとでおこなわれていることは、驚くべきことといわざるをえない。

わが国で、原子力船開発の話がもちあがったのは、1955年大阪商船（当時）が研究着手を発表したころに始まる。同年12月、海運・造船業界を中心とした

22) 「読売」1974年9月8日付。

16社による原子力船調査会(会長山県昌夫東大教授)が発足、調査、研究、試設計、経済性などの検討がおこなわれ、4万重量トンのタンカーを建造(1960年着工、1965年進水)の構想が打ち出された。翌1956年には、大阪商船が2万トン級の原子力推進南米移民船の構想を、運輸省は「原子力商船10カ年計画」(1956年8月)を発表した。運輸省の計画は、①5年以内に実験用舶用原子炉を試作または輸入する、②1961年までに4万トン級タンカー2隻を建造するというもので、1957年に運輸技研における原子力船の開発研究に関する経費として43億円の子算を要求、調査会も8万トン、4万トン級タンカーの基本設計4種を発表した。このように海運・造船業界と運輸省など、三菱、三井系を中心とする11グループ²³⁾による7隻の原子力船の基本設計が出揃ったのである²⁴⁾。このような原子力船開発気運のなかで、1958年10月原子力船調査会は解散、新たに日本原子力船研究協会(造船工業会関係4団体と造船・海運関係41社が参加)が設立された。これとは別に、同年2月に日本原子力産業会議のなかに原子力船懇談会がつけられるなど、原子力船は研究段階から開発段階へとすすんだ。

運輸省における開発・研究と併行し、1957～58年度研究補助会、委託研究費などにより、川崎重工業、三菱日本重工業でも実験的研究に着手、さらに1959年以降、日本原子力船研究協会や石川島重工にも委託研究費、補助金が寄付され、開発のための研究がすすめられた。旧財閥を中心とした業界が、原子力船の開発に熱心であったのは、経済的に採算はとれないが、世界の大勢に乗り遅れないためには、採算を度外視しても建造すべきだ、ということと、当時デフレなべ底景気で不況下にあった造船・海運業界が、不況脱出のため政府の助成を引き出すことも重要な目的の1つであった。世界一を自負する日本の造船・海運業界の思惑が、その動機であり、運輸省は忠実な業界の意思遂行機関となったのである。

23) 日本原子力鉱石船協同研究会、日東商船原子力油槽船研究会、大阪商船-三菱原子力船合同研究会、日本郵船原子力船研究会、日立-飯野原子力船協同研究会、三井原子力船研究委員会、川崎原子力船研究会、中部電力-名古屋造船原子力共同研究会等のグループ。

24) 「国際経済」1974年11月号参照。

1958年には早くも米ゼネラル・エレクトリック社は船用炉（2万馬力、20ノット）を27億円で日本に売り込むなどのこともあって、業界は開発費の不要な輸入炉でも開発を急ぐべしという意向もあり、他方では国産を主張する原子力委員会の見解²⁵⁾もあり、どのようにするかについてはなかなか結論がでなかった。そこえ西独では26,000トンの鉱石運搬原子力船建造が決定したこともあって、自民党政調部会は1963年中に原子力船の建造着手を決議し、1962年末突如として総費用60億円で原子力船を建造することになったのである。そして1963年度1億円の国庫支出が決定され、6千トン、110人乗りの海洋観測船（総工費34億6,000万円）を建造することが決まった。1963年8月には、1972年3月末までの時限立法で「原子力船開発事業開発団」が設置され、1963年度から7年間で原子力船を建造、その後2年間実験航海を行うことになった。原子力船建造に当っては、国産炉によること、総経費60億のうち政府が75%、民間が25%を負担することになった。こうして1964年4月には、5つの原子力グループと造船7社に詳細設計の発注がおこなわれた。

原子力船建造決定にあたり注意しなければならないことは、原子力船建造の目的は、たんに遅れをとらないというだけでなく、原子力船および船用原子炉の研究・開発は、原子力潜水艦用原子炉など軍用原子炉の開発と無縁ではないということである。というのは、当時、「新型式の船用炉の開発研究、潜水船、超大型超高速船等について各種研究を促進する必要があると思われ」²⁶⁾ していたことから、船用原子炉の製作は、潜水船ということになっているが原子力潜水艦用原子炉製作の準備という思惑のあったことは、まったくの杞憂とはいえないであろうからである。

ところが、原子力船の建造は発注の段階で早くもつまづくことになった。1965年3月、造船大手7社に従来の船舶と同様に、船機一体として発注（船体

25) 1962年6月15日、原子力委員会の原子力船専門部会は「原子力船の第1船は海洋観測船を建造すべき」ことを答申。

26) 「原子力年鑑」1961年版、214ページ。

とエンジン—原子炉の一括発注)したが、7社とも指名競争入札を辞退した。入札辞退の理由は、①船機一体方式では造船側の責任が重すぎる、②開発要素が多いので発注価格34億円は安すぎる、ということであった。入札辞退にあわてた事業団は5億円を上積みして翌日再入札したが、ふたたび応札を拒否された。受注側の言い分は「炉だけでも29億円はかかる。船体の32億円と合わせて60億円は必要」²⁷⁾ (河野文彦三菱重工副社長) というのである。三菱重工以外石川島播磨重工も同様であった。ところが、日立造船が技術提携していた米ウエスチング・ハウス社等の米原子炉メーカーであるバブコック・アンド・ウィルコックス (B & W) 社 (米原子力船サバンナ号、西独原子力船オット・ハーノ号の原子炉を製造) が、23億円で原子炉を受注する旨の名乗りを上げたことと、三菱原子力工業²⁸⁾は29億を25億7000万円に値引きすることを表明した。このような原子力関係企業間の不明朗な競争の結果、原子力委員会は、1965年7月末、やむなく原子力船の建造延期と原子炉の輸入を含め計画を再検討し、観測船の予定を特殊貨物船に変更したが、結局、日本造船工業会のあっせんもあって、原子力委員会は「わが国の造船技術の国際的主導性を維持するため」に輸入を止めることを決定し、1967年11月船体は29億9,800万円、石川島播磨、原子炉は25億6,900万円、三菱原子力工業が受注することになったのである。当初計画の海洋観測船が貨物船に変更されたのは、海洋観測船だと維持費が年間5億円かかるが、貨物船にすれば年間2億円程度の収入が見込めるので、大蔵省を説得し予算がとり易いということのためであった。ここにも無計画で、すべてを金で解決しようとする原子力行政の特徴がみられる。そして当初の総工費34億6,000万円は、核燃料費別で55億6,700万円にはね上ることになったばかりか、船機 (船炉) 一体もくずれ、核燃料の荷装、炉の臨界試験、出力上昇試験、海上公試などは、すべて事業団の手によりおこなわれることになってしまった。つまり結果についてはすべて事業団の責任に押しつけ、完全に企業べ

27) 「国際経済」1974年11月号参照。

28) 三菱グループの窓口会社で米ウエスチング・ハウス社とコンバステーション・エンジニアリング (CE) 社と技術提携している。

ースで事がすすめられることになったのである。

1967年には青森県むつ市大湊港を「むつ」の母港に決定し、翌68年起工式、69年6月進水、72年8月原子炉積載、9月核燃料を荷装し、一応原子力船としての体裁がととのうことになった。これまでの主な費用は合計99億円（船体と炉56億円、核燃料17億円、母港施設26億円）。予定より2年も遅れ1974年9月1日、漁民の反対を押し切り初の洋上での出力上昇試験がおこなわれた。ところが「絶対安全」のはずが甲板上にまで異常な量の中性子線が漏れるという事故を起し、漂流が始まることになったのである。母港に繋留するため、政府は、むつ市にむつ湾漁業振興事業などに対する「補助金」として13億7,000万円を支出し、1977年4月14日までに4者協定（政府、青森県、同県漁連、むつ市）により母港撤去を約束した。しかし、約束した撤去期限は守られず、結局1978年10月佐世保に回航されることになったのである。

1963年8月、原子力船開発事業団が発足して以来、1972年度末までに支出された事業費は、漁業振興費などを除き、総計210億円、遅くとも1978年中には実験船としての使命を果すはずであった「むつ」は、運輸省の検査未合格のため、法的にはまだ「船舶」でなく、原子炉を積んだ海に浮ぶ物体にすぎないのである。

1978年10月以降、補強修理のため佐世保に繋留されたが、ドック入りしたのは1979年7月、その後改修事業者を佐世保重工から石川島播磨重工に変更するなどもあり、新母港も決定しないまま、1981年10月15日の改修期限も目前に迫っている。

1978年10月佐世保に回航されてから3年間に改修工事を完了する約束になっているが、事業団の毎年の事業費のほか、改修工事と安全性総点検、修理のための費用は約55億、長崎県に対する魚価安定対策資金25億円で計80億円、その他新母港決定と母港施設費用を入れれば総計は500～700億円にもなり、当初計画の5～7倍にも達することになる。使用目的も2転3転し、なんのために作られたかわからない一隻の原子力船「むつ」のために、税金が浪費され、幾多

の法律違反（たとえば、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第23条により、原子炉を設置する場合、そのための施設が必要であるが、修理されている佐世保重工にはその施設はない）がおこなわれている。「むつ」にこれ以上金をかける必要は、どのような点からもない。

ところで「むつ」の異常放射線漏れの原因はなんであったのだろうか。原子炉に重大な設計ミスがあったからである。船用炉は、陸上の発電用原子炉とは異なり、軽量・小型で強力なものが要求される。放射線漏れを防ぐ炉の遮蔽、冷却水の状態や制御棒の操作が、船体の動揺、振動により変化せず、かつ船が60度以上のローリング、20度以上のピッチングを生じたときには、直ちに原子炉が停止するよう、炉の支持、耐衝撃構造などについては、とくに高度の安全性が確保されなければならない。また速度を変えたり、前後進を速やかにおこなうことができるよう、5秒以内に100%出力を18%までダウンさせたり、30秒以内に18%出力から80%出力に高めたりできるよう、急激な負荷変動に追従できることが船用炉には特に要求される²⁹⁾。

当時、わが国初の原子力発電所東海1号が営業運転を始めたばかりで、船用炉についての経験も技術も全く持ち合わせてはいなかった。当時、船用炉は米原子力潜水艦用のものだけであった。三菱原子力工業は、アメリカの原子力委員会に対し技術供与の要請をしたが、高度の技術のため提供されなかった。

原子力「船開発事業団法」の採決に当たり、建造には極力国産技術を用いるという付帯決議がなされている。にもかかわらず、建造に当っては、研究開発体制も整わないまま、基礎的実験を積み上げることもなく、また費用がかかるという理由で陸上に実物大の原型炉を作り試験することもなく、しかも古い計算コードによる机上の計算で設計されただけのものである。技術上の開発のポイントである制御棒関係技術については、結局米AMF社からの完成品輸入に頼ることになった³⁰⁾。そして作られたのは欠陥原子炉であった。

三菱原子力工業は原子力委員会、運輸省が審査し、チェックしたといい、運

29) 「国際経済」1974年11月号参照。

輸省は船舶安全法によるチェックだけが任務といい、原子力委員は設計の基本方針を審査するだけといい、一体誰が原子力船開発、安全審査、安全管理について責任を負うのか全く明らかでない。今回の敦賀原発事故の場合も全く変わっていない。ともに原子力政策の無計画性と原子力行政と開発体制の無責任な体質を示している。

「むつ」放射線漏れ事故究明のため設置された「『むつ』放射線漏れ問題調査委員会」（委員長・大山義年東工大名誉教授）の報告（1975年5月）によると、放射線漏れの直接的原因は、高速中性子が放射線遮蔽体のすき間から漏れるストリーミング（流出）現象であると断定し、それを引き起した間接的原因として、政策面、組織面、技術面、契約面などあらゆる点で問題が多く介在していることを指摘している。

そして、今後の対策として、①日本原子力開発事業団の組織を技術的な能力を持ったものに改めること、②政府の計画は安全性の確保を含め十分な技術的裏付けのもとに行うこと、③新しい原子炉開発に対しては、設計、施行、監督などの体制が必要なこと、④役割の限界と責任の所在の明確化、⑤原子炉部分の全面的な技術的再検討と必要な改善・改修をすること、⑥地元の住民の理解を深める努力をすること——の6項目にわたる提言をおこなった。

この報告書は、安全性確保のため調査審議した原子力委員会の原子炉安全専門審査会について「高名で多忙な学者、研究者にゆだねること自体に無理がある。この結果、責任はあいまいにしたまま無難な結論が採用される恐れがある」と指摘している。建設に当たっても、まず設計・仕様書の類がほとんどメーカーである三菱原子力工業主導の形でまとめられ、事業団自体による責任ある検討と判断が加えられなかった。その能力がなかったといえよう。また事業団は、技術担当理事、原子炉部長、技術部長などは2～3年ごとに交替し、責任体制が不明確であった。わが国の特殊法人にみられる無責任体制である。事業団は、科学技術庁と運輸省の寄り合い世帯の出身機関であり、部課長級にとっては昇

30) 中島篤之助、欠陥船「むつ」を生んだ原子力行政、「エコノミスト」1974年10月15日号。

進のためのトンネル的腰掛のポストに過ぎないといってよい。さらに加えて科学技術庁と運輸省の縄張り争いもあり、もともと「全体的な推進体制として十分といえない」（前掲報告書）ものであった。

さきの報告書が指摘しているように、政府に自主開発方針がなく、技術的検討、地元との情報交換などあらゆる面に欠陥があった。「むつ」放射線漏れ事故にしても敦賀原発事故にしても「わが国の原子力開発体制の欠陥そのもの」の露呈にはかならない。

このことは、「むつ」放射線漏れ事故発生後さらに拡大する。政府は適切な措置を講じることもなく、無為無策、責任の所在も不明確なまま推移、不況による倒産寸前にあった佐世保重工救済（佐世保港は海上自衛隊の重要な基地で、佐世保地方隊の所在地、第2護衛隊群の基地であり、海上自衛艦や米軍艦船修理のためにも佐世保重工業の救済が必要であった）と長崎新幹線の繰り上げ着工をエサに、原子炉のなかには手を触れないという「封印」方式で改修することを条件に、やっと1978年10月、佐世保に回航されることになったのである。核封印方式というのは、原子炉圧力容器の上フタを封印し、制御棒、駆動装置にカギをかけ、原子炉を運転できない状態にしたうえ、遮蔽部分を修理することである。つまり内部についてはなんら点検もしないのである。この「改修」後「むつ」は、新母港で1年間出力試験を実施したのち、5年間実験航海を続けることになっている。しかしながらいまだ新母港は確定していない。引き受ける港がないからである。おそらくまた金で解決するということになるだろう。

金と政治=力の論理を背景にした大企業の主導で、なにがなんでも開発というやり方の結果、原子力船変じて「政治力船」になったのが「むつ」といえよう。このような事態になったことにたいしなんの反省もなく、その場しのぎの糊塗的行政が続くかぎり、第2、第3の「むつ」事件が起らないという保証はなにもない。これでは、いくら「絶対安全」といっても、原子力行政にたいする不信はつるのぼかりであろう。「むつ」は廃船にし、今後ふたたびこのような不祥事が起らないよう、反省の資とし、これ以上無駄な資金、資材の投入を

止めるべきである。

お わ り に

核兵器による人類破滅の危険が増大している今日、原子力の平和的利用によって核兵器の廃絶が必須条件である。核兵器システム開発競争のなかで、核拡散を助長する原子力発電の建設は推進すべきではない。なぜなら、非核3原則が骨抜きにされようとしている今日、原発が軍事的に利用される危険性はますます大きくなってきているからである。敦賀発電所事故は、たんに構造的欠陥や管理の人為的ミスだけで起ったものではない。原子力発電が技術的未確定要素を多くもっているにもかかわらず、開発第1主義のもとで安全性確保は2のつぎとし、莫大な補助金の交付など金権によりその建設のみを推進してきた原子力政策と原子力行政の体質こそが、原子力船「むつ」の放射線漏れ事故を引き起し、敦賀原子力発電所の事故と事故隠しを起すことになったのである。敦賀原子力発電所の運転停止処分によって解決される問題ではない。原子力基本法3原則の精神にのっとり、特別の調査機関を設置し、直ちに全原子力発電所の総点検をし、安全性確保の見地から抜本的措置を構ることが必要である。「むつ」の教訓も、米スリー・マイル・アイランド原発事故の教訓も真剣に取り入れられなかったことが敦賀原子力発電所の事故、事故隠しを引き起すことにもなったのである。敦賀原子力発電所の事故は原子力政策にたいする第3回目の警告である。これを機会に、石油にかわり原子力という短絡的な考えにもとづく原子力政策は発想を転換し、抜本的に再検討しなければ、国民の信頼を失うばかりか、とりかえしのつかぬ危険な事態を招来することになるだろう。小規模ではあるがウラン濃縮装置ももつ世界第3の原発国である日本は客観的に潜在的核保有国である。原発の安全性はたんに技術的安全性のみならず、人類破滅のために利用されるという危険性を防止するという見地から考察することが不可欠である。